

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	医療政策課	整理番号	15
許認可等の種類	医療法人の病院等管理者の非理事の認可			
根拠法令条例等・条項	医療法第46条の5第6項			
許認可等の概要	医療法人の病院等管理者の非理事の認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】 医療法第46条の5第6項 医療法人は、その開設する全ての病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者を理事に加えなければならない。ただし、医療法人が病院、診療所又は介護老人保健施設を二以上開設する場合において、都道府県知事の認可を受けたときは、管理者(指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。)の一部を理事に加えないことができる。</p> <p>医療法施行規則第31条の5の2 法第46条の5第6項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。 一 理事に加えない管理者の住所及び氏名 二 当該管理者が管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地 三 当該管理者を理事に加えない理由</p> <p>2 前項に規定する申請書の提出と同時に、第33条の25第1項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所又は介護老人保健施設を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第1号の記載を要しない。</p> <p>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について(昭和61年6月26日健政発第409号厚生省健康政策局長通知)</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	20日			
期間の制定根拠	—			